

令和5年度第2期コイ養殖餌料価格高騰緊急対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、養殖用配合飼料価格の急激な高騰の影響を受けている本県魚類養殖業者の経営安定を図るため、漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金交付等要綱（平成22年3月30日付け21水漁第3036号農林水産事務次官依命通知）の第4の（2）に定める養殖用配合飼料価格安定対策事業（以下「漁業経営セーフティーネット構築事業」という。）における養殖業者負担に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助対象事業、事業実施主体、事業実施主体が支援する養殖業者、補助対象飼料、補助対象経費、補助金額は別表1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）を令和6年4月12日までに霞ヶ浦北浦水産事務所長に提出しなければならない。申請にあたっては、紙による申請のほか、電子申請・届出システムによる申請もできるものとする。また、交付申請に必要な書類は以下のとおりとし、別表2に掲げる書類を添付するものとする。

必要書類	電子申請の場合	紙申請の場合
補助金交付申請書（様式第1号）	要	要
添付書類（別表2）	要	要

2 申請者は、前項の申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して補助金交付申請書（様式第1号）を霞ヶ浦北浦水産事務所長に提出しなければならない。

ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明ら

かでない者については、この限りでない。

(補助金の交付決定の通知)

第4条 規則第7条の規定による補助金交付決定通知は、補助金交付決定通知書(様式第4号)により行うものとする。

(申請の取り下げ期間)

第5条 規則第8条第1項の霞ヶ浦北浦水産事務所長の定める期間は、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から15日以内とする。

(事業内容の変更等)

第6条 補助金交付決定通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、当該補助金の交付の対象となった事業(以下「補助事業」という。)について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更交付申請書(様式第5号)を霞ヶ浦北浦水産事務所長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業等に要する経費を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の30パーセント未満の減については、その限りでない。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

2 霞ヶ浦北浦水産事務所長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止等)

第7条 補助対象者は、補助事業を中止、又は廃止しようとする時は、あらかじめその理由を記載した書面により霞ヶ浦北浦水産事務所長の承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期日までに完了しないとき又は、その遂行が困難になった場合は、速やかに書面により霞ヶ浦北浦水産事務所長に報告し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第8条 補助対象者は、補助事業の遂行中霞ヶ浦北浦水産事務所長の要求があったときは、速やかに遂行状況報告書(様式第6号)を霞ヶ浦北浦水産事務所長に提出しなければならない。

(概算払)

第9条 霞ヶ浦北浦水産事務所長は、事業遂行上必要と認めたときは、補助金交付決定額の90パーセント以内の額を概算払することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払を必要とする事由を記載した概算払申請書(様式第7号)を霞ヶ浦北浦水産事務所長に提出するものとする。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日、又は令和7年3月21日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第8号)を別表3に掲げる書類を添付して霞ヶ浦北浦水産事務所長に提出しなければならない。

- 2 前条の規定により概算払を受けた補助対象者は、前項の実績報告書を提出する際に、茨城県財務規則第99条の規定に基づき、概算払精算書(茨城県財務規則の規定による帳票の様式(平成5年茨城県告示第404号)様式第102号)を併せて提出しなければならない。
- 3 第3条第2項ただし書きにより交付の申請をした者は、前項の実績報告書を提出する場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第3条第2項ただし書きにより交付の申請をした者は、第10条第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額を消費税等仕入控除税額報告書(様式第10号)により速やかに報告し、霞ヶ浦北浦水産事務所長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 補助金の額の確定の通知は、補助金額の確定通知書(様式第11号)により行うものとする。

- 2 霞ヶ浦北浦水産事務所長は、補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて茨城県税外収入金の延滞金徴収条例(昭和39年茨城県条例第30号)

により計算した延滞金を徴するものとする。

(証拠書類の保存)

第12条 補助対象者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5ヶ年間保存しなければならない。ただし、消費税法第58条の規定による帳簿の保存は、同法施行令第71条に規定する期間とする。

(附 則)

- 1 この要綱は令和6年2月22日から施行する。
- 2 この要綱に係る予算を令和6年度に繰越す議決が否決された際には、この要綱は令和6年4月から12月までの間を対象期間から除く。

別表 1 (第 2 条関係：補助対象事業等)

補助対象事業	<p>配合飼料価格の急激な高騰の影響を受けている本県養殖業者の経営安定を図るため、漁業経営セーフティーネット構築事業における養殖業者負担に対し、養殖業者が購入した配合飼料の購入量に応じて補助する。</p>
事業実施主体	<p>以下の(1)(2)の要件をいずれも満たす漁業協同組合。</p> <p>(1) 茨城県内において区画漁業権に基づく養殖業を営む者が所属する漁業協同組合。</p> <p>(2) 漁業経営セーフティーネット構築事業の参加契約を締結している漁業協同組合</p>
事業実施主体が支援する養殖業者 (対象養殖業者)	<p>1 以下の(1)(2)(3)の要件をいずれも満たす者。</p> <p>(1) 事業実施主体となる漁業協同組合に所属し、区画漁業権に基づく魚類養殖業を営む者。</p> <p>(2) 養殖配合飼料コスト削減への取り組みとして、原材料のうち一部に国産飼料米等国産原料を取り入れた配合飼料を使用する者。</p> <p>(3) 交付申請時点で漁業経営セーフティーネットに加入しており令和 6 年度も継続して加入する者。</p> <p>2 1 の定めにかかわらず、茨城県暴力団排除条例 (平成 22 年茨城県条例第 36 号) に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する者は補助対象としない。</p>
補助対象飼料	<p>対象養殖業者が購入した区画漁業権に基づく養殖業に使用する配合飼料のうち、令和 6 年 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日の間に納品されたもの。ただし、漁業経営セーフティーネットに加入していない期間に納品されたものを除く。</p>
補助対象経費	<p>補助対象飼料に対する漁業経営セーフティーネット構築事業における対象養殖業者負担分とし、補助金額は以下の(1)(2)により対象養殖業者毎に算出する。</p> <p>(1) 補助対象飼料 1 kgあたりの補助単価は、漁業経営セーフティーネット構築事業における当該四半期の補填単価から国負担分を差し引いた額の 1/2 以内 (少数点第 2 位以下切り捨て) とする。</p> <p>(2) 四半期毎に算出し、1 円未満の端数は切り捨てる。</p>

別表2（第3条関係：補助金交付申請書添付書類）

1. 事業計画書（様式第2号）
2. 誓約書（様式第3号）

別表3（第10条関係：実績報告書添付書類）

1. 事業報告書（様式第9号）
2. 事業実施主体から対象養殖業者への支払いを証する書類の写し
3. 対象養殖業者が購入した補助対象飼料に係る納品書及び請求書等の写し
4. 対象養殖業者が購入した補助対象飼料に国産飼料米等国産原料が使われていることが分かる資料
5. 漁業経営セーフティネット構築事業における補填単価及び対象養殖業者毎の補填額が分かる資料

令和 年 月 日

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和5年度第2期コイ養殖餌料価格高騰緊急対策事業費補助金交付申請書

下記により、標記事業を実施したいので、令和5年度第2期コイ養殖餌料価格高騰緊急対策事業費補助金交付要綱第3条に基づき補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容（又は事業の実績）

様式第2号「事業計画書」のとおり

3 経費の配分

区分	補助事業に要する（要した）経費 （セーフティネット構築事業補填金）	負担区分			備考
		補助金	自己負担金 （養殖業者負担金）	その他 （漁業経営セーフティネット構築事業における国負担金）	
	円	円	円	円	
計					

4 事業の完了（予定）年月日

令和 年 月 日

5 収支予算（又は収支清算）

(1) 収入の部

単位：円

区 分	本年度予算額（又は本年度精算額）	前年度予算額（又は本年度予算額）	比 較		備 考
			増	減	
計					

(2) 支出の部

単位：円

区 分	本年度予算額（又は本年度精算額）	前年度予算額（又は本年度予算額）	比 較		備 考
			増	減	
計					

6 補助金の受領方法（該当の□に✓印をしてください。）

- 直接払
 隔地払
 口座振替払

口座振込先金融機関名	
預金種目	1. 普通 2. 当座 3. その他（ ）
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

7. 添付書類

令和5年度第2期コイ養殖餌料価格高騰緊急対策事業費補助金交付要綱第3条第1項に定める書類を添付

1 事業者の概要

事業実施 主体名			代表者名	
担当者 連絡先	書類送付先	〒 -		
	所属・役職 及び氏名			
	電話番号			
	ファックス			
	E-mail			

2 事業の内容：漁業経営セーフティーネット構築事業における対象養殖業者の負担について、以下のとおり対象養殖業者が購入した配合飼料の購入量に応じて補助を行う。

対象養殖業者	令和6年1月1日から 令和6年12月31日まで の間（セーフティーネット構 築事業加入期間に限る）に納 品する補助対象飼料の購入 （予定）数量（kg）（A）	補助予定額 （円） （※A×想定補助単価 （1円未満切捨て））	令和6年予定 生産数量 （全魚種計、kg）	備考
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合計	者	kg	円	

※記入欄が不足する場合は適宜記入欄を追加すること。

3 補助金申請額

0円

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長 殿

住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名

誓約書

私（当社、当団体）は、令和5年度第2期コイ養殖餌料価格高騰緊急対策事業に際し、下記1から4に記載されている内容をよく理解し、遵守することを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、補助金の返還等当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 漁業経営セーフティーネット構築事業に加入していること。
- 2 養殖配合飼料コスト削減への取り組みとして、原材料のうち一部に国産飼料米等国産原料を取り入れた配合飼料を使用すること。
- 3 補助対象飼料は、第三者へ転売・譲渡してはならないこと。
- 4 以下のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないこと。
 - (1) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号。以下「条例」という。）第2条第1号又は第3号に規定する者（以下「暴力団等」という。）
 - (2) 代表者又は役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。）のうちに条例第2条第3号に規定する者又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者がある事業者
 - (3) 暴力団等が実質的に経営を支配する者

様式第4号（第4条関係）

番
令和 年 月 日 号

殿

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長

令和5年度第2期コイ養殖餌料価格高騰緊急対策事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった、標記補助金については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知します。

記

1. 補助金の額 金 円

2. 補助の条件

様式第5号（第6条関係）

番 号
令和 年 月 日

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和5年度第2期コイ養殖餌料価格高騰緊急対策事業費補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け で補助金交付決定通知のあった標記事業について、下記のとおり補助事業の内容を変更したいので、令和5年度第2期コイ養殖餌料価格高騰緊急対策事業費補助金交付要綱第6条の規定により（補助金 円の交付を）申請します。

記

注1) 交付申請額に変更がある場合には（ ）内に変更額を記載すること。

注2) 記の記載要領は、様式第1号の記の様式に準ずるものとし、同様式中の「事業の目的」を「変更の理由」に書き換えて同箇所に変更の理由を記載するとともに、内容及び経費の配分については、変更前と変更後が容易に比較対照できるように変更部分を二段書きで、変更前を上段括弧書きで記載すること。

様式第6号（第8条関係）

番 号
令和 年 月 日

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和5年度第2期コイ養殖餌料価格高騰緊急対策事業費補助金遂行状況報告書

令和 年 月 日付け で補助金交付決定通知のあった標記事業について、令和 年 月 日現在の状況を下記のとおり報告します。

記

区 分	事業費		進捗率 (B/A) %
	計画 A 円	実績 B 円	
合 計			

(注) 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

様式第7号（第9条関係）

番 号
令和 年 月 日

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和5年度第2期コイ養殖餌料価格高騰緊急対策事業費概算払申請書

令和 年 月 日付け で補助金交付決定通知のあった標記事業について、下記のとおり概算払を受けたいので、令和5年度第2期コイ養殖餌料価格高騰緊急対策事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき申請します。

記

1. 概算払を必要とする理由

2. 概算払請求額

交付決定額	既受領額	今回請求額	残 額	備 考
円	円	円	円	

※備考欄には、今回の請求にかかる積算内訳と補助金の負担率を記載すること。

3. 概算払振込先

交付申請書に同じ

様式第8号（第10条関係）

番 号
令和 年 月 日

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和5年度第2期コイ養殖餌料価格高騰緊急対策事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け で補助金交付決定通知のあった標記事業
について、下記のとおり実施したので、令和5年度第2期コイ養殖餌料価格高騰緊急
対策事業費補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

記

注) 記の記載は、様式第1号の記に準じるものとする。ただし、事業の実績は様式第9号「事業報告書」のとおりとし、添付書類として、令和5年度第2期コイ養殖餌料価格高騰緊急対策事業費補助金交付要綱第10条第1項に定める書類を添付すること。

注) 令和5年度第2期コイ養殖餌料価格高騰緊急対策事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定に基づく、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、減額記載した実績報告欄の備考にその旨を記載するとともに、参考となる資料を添付すること。

様式第10号（第10条関係）

番 号
令和 年 月 日

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け で補助金交付決定通知のあった標記補助金について、令和5年度第2期コイ養殖餌料価格高騰緊急対策事業費補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 茨城県補助金等交付規則第14条に基づく確定額	金	円
2 補助金の確定時に減額した補助金に係る消費税等仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した補助金に係る消費税等仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

（注）その他参考となる資料を添付すること。

様式第 1 1 号（第 1 1 条関係）

番 号
令和 年 月 日

殿

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長

令和 5 年度第 2 期コイ養殖餌料価格高騰緊急対策事業費補助金額の確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった標記補助金については、茨城県補助金等交付規則（昭和 3 6 年茨城県規則第 6 7 号）第 1 4 条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金の確定額 金 円